

東京大学大学院医学系研究科・医学部・医学部附属病院の改革にむけた提言を踏まえた改革の実施体制について

令和8年4月23日
総長 裁定

国立大学法人東京大学に、「東京大学大学院医学系研究科・医学部・医学部附属病院の改革にむけた提言」（令和8年3月24日東京大学医学系研究科・医学部・医学部附属病院改革検討委員会。以下「提言」という。）を踏まえた医学系研究科・医学部及び医学部附属病院（以下「病院等」という。）の改革の確実かつ適切な実施のため、以下の委員会及び会議を設置する。

1. 病院等改革推進委員会

病院等における運営管理体制及び外部資金管理等の統制の抜本的見直しを速やかに実行し、もって社会からの信頼に耐え得る透明性と説明責任を備えた運営を実現するとともに、当該見直しの実施状況を継続的に点検し必要な改善を図るため、医学部附属病院等改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会は、次に掲げる事項を推進するために必要な進捗管理並びに実施後の運用状況の検証及び見直しを任務とする。
 - イ. 医学部附属病院の大学附属病院への組織改編をはじめとする組織体制の見直し及び大学本部による運営管理の強化
 - ロ. 病院等における部門間の連携強化及び情報共有の促進並びにリスク情報共有及びモニタリング体制の整備
 - ハ. 病院等における社会連携講座等その他の制度による外部資金の受入れ及び管理等に係る審査及び運営体制の強化並びに透明性の向上
 - ニ. 病院等における外部人材の積極的登用及び専門人材の適正配置
 - ホ. その他委員会が必要と認める事項
- (2) 委員会は、前号イ～ホに掲げる事項の実施状況を、三月に一回以上、モニター会議（2. に規定する病院等改革モニター会議をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。また、委員会は、モニター会議から前号イ～ホに掲げる事項その他の必要な事項に関する報告を求められた場合、速やかに対応しなければならない。
- (3) 委員会の組織は、以下のとおりとする。
 - イ. 委員会は、総長が指名する理事、医学系研究科長・医学部長、医学部附属病院

長その他総長が必要と認めた者をもって組織する。

ロ. 委員長は、総長が指名する。

ハ. 委員長は、必要と認める場合は、委員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。

(4) 委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

2. 病院等改革モニター会議

提言に基づく改革の実施状況について、モニタリング及び評価に基づく必要な助言及び意見を得るため、外部有識者より構成される病院等改革モニター会議を設置する。

(1) モニター会議は、委員会から改革の進捗状況その他必要な事項について報告を受け、助言又は意見を述べることができる。また、モニター会議は、提言を踏まえた病院等の改革に関し必要と認めた事項について、委員会に報告を求めることができる。

(2) モニター会議の委員は、総長が必要と認めた外部有識者に委嘱する。

(3) モニター会議の運営に関し必要な事項は、モニター会議が別に定める。

3. 事務

委員会及びモニター会議の事務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課、医学部・医学系研究科事務部及び医学部附属病院事務部において処理する。

附 則

1 この裁定は、令和8年4月23日から実施する。

2 医学系研究科・医学部・医学部附属病院改革委員会の設置について（令和7年11月27日総長裁定）は、廃止する。